

民法等の関連法令を改正して同性婚を認める立法を求める会長声明

- 1 2021年（令和3年）3月17日、札幌地方裁判所は、同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定は、憲法14条1項で定められた平等原則に違反して違憲であるとの判決を言い渡した。

当会は、本判決が同性婚を認めないことを許されない差別的取扱いとして違憲性を認めたことを大いに評価し、国会に対し、民法等の関連法令を改正して同性婚を認める立法を求めるものである。

- 2 性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などがある。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

現在では、このような性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いが不当であることは、広く認識されるに至っている。

人権意識の高まりや当事者・支援者の取組により、アジアを含め同性婚を認める国が増えており、主要先進7か国において、法制度として同性婚もシビル・ユニオン（法的に承認されたパートナーシップ関係）も認められていないのは、もはや我が国のみとなっている。

我が国においても、現在全国約100の地方公共団体でパートナーシップ制度が採用され、近時の日本国内の各種意識調査では、同性婚に賛成する意見が半数を超え、増加し続けている。

茨城県においても、都道府県単位としては全国で初めて、2019年度（令和元年度）にパートナーシップ制度が設けられている。

しかしながら他方で、地域社会、職場、学校、家庭等多様な場面で同性愛に対する差別・偏見が残っているのが現状である。この社会生活上の差別や偏見の解消もまた喫緊の課題であり、かかる観点からも同性婚を法制度上認める必要がある。

- 3 ところで、個別的契約や遺言により婚姻関係と同様の法的効果を楽しむことができるから不利益はないので、同性婚を法的に認める必要はないとの意見に触れることがある。

しかしながら、上記手段は婚姻に代わる手段として規定されているわけではなく、異性愛者の場合でも利用可能な制度である。すなわち、異性愛者であれば婚姻及び

上記手段を利用できるが、同性愛者は上記手段しか利用できないのであり、異性愛者と同性愛者で同様の法的手段が提供されているとはいえ、不平等である。また、上記手段は婚姻に近い法的効果をもたらすに過ぎず、婚姻と同様の法的効果をもたらすものではない。

なにより、個別的契約や遺言といった手段は、婚姻によって婚姻当事者及びその家族の身分関係を形成し、戸籍によってその身分関係が公証されることを希望する当事者に対し、その手段を提供するものではない。

4 同性婚を認めても、当事者以外の第三者の人権・権利・利益が侵害されたり、制限されたりすることは一切ない。なお、上記のとおり、近年パートナーシップ制度が広がりを見せてはいるものの、同制度は同性婚を認めていない現行民法の範囲内で地方公共団体の創設した制度に過ぎず、婚姻を完全に代替するものではない。

5 当会は、2019年（令和元年）5月10日「LGBTなど性的少数者間で使えるパートナーシップ制度の早期創設を求める会長声明」を発し、性自認及び性的指向によって差別されることなく、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて努力を重ねる旨宣言したところである。当会は、国会に対し、民法等関連法令を速やかに改正して同性婚を認める立法を求めるものである。

2021年（令和3年）4月30日

茨城県弁護士会

会 長 木名瀬 修 一